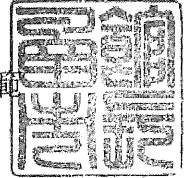


函館市告示第125号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成23年4月5日

函館市長 西尾正範



1 指定する区域

函館市若松町43番5の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条

第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素およびその化合物